

監査結果に係る措置通知書

総務局 財政局	
監査結果 (指摘事項)	改善措置
<p>3 財政的関与の適否 (4) 使用料の減免</p> <p>国分町分庁舎の行政財産目的外使用許可については、「仙台市職員互助会員の福利厚生事業」の用途に供するものとされているが、実際は他団体の事務室として使用されている。よって、行政財産目的外使用許可の指定用途に反しており、これを前提とした使用料減免は不適切である。</p>	<p>仙台市職員互助会は、平成 21 年 4 月 1 日以降、国分町分庁舎を使用していない。</p> <p>事務室として使用していた 2 団体のうちの 1 団体から行政財産目的外使用許可申請がなされ、これを受けて使用許可を行い、使用料については徴収することとしている。また、別の 1 団体は当該物件から退去した。</p>